

★神石高原町高齢者ハンドル形電動車椅子購入助成金交付要綱(抜粋)

○助成対象者

- (1)申請日において、町内に1年以上住所を有する満65歳以上の者。
- (2)シニアカーがないと1人で買物、公共交通機関の利用等の外出が困難であり、自立した日常生活に支障のある者。
- (3)町税を滞納していないこと(世帯)。
- (4)購入するシニアカーに対し、他に購入助成を受けていない者。

○助成対象シニアカー等

- (1)神石高原町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者から新車又は中古車を購入するもの。
- (2)日本産業規格(JIS)T9208に該当するものとし、令和3年4月1日以降に購入のもの。
- (3)損害賠償保険に加入するもの。

○助成額

- (1)シニアカーの購入に要する費用の6分の1以内とし、5万円を限度とする。
ただし、助成金額に端数が生じた場合は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。
- (2)助成金の交付は、1世帯1台限りとする。

○申請フロー

申請(購入後)



審査・交付決定

- 交付決定通知書を送付



請求



交付

※ 交付者の台帳管理

※ 申請書(様式第1号)により申請

※ 受付: 本庁総務課

☆ 添付書類

- (1)住民票の写し(申請者の住所が確認できるもの)
- (2)販売店のハンドル形電動車椅子納品証明書(様式第2号)
- (3)カタログ
- (4)領収証の写し(見積書でも可)
- (5)損害賠償保険の写し
- (6)その他町長が必要と認める書類
・町税納付状況調査同意書

※ 請求書(様式第4号)の提出

※ 受付: 本庁総務課

※ 申請時の提出も可とする